

働き方改革

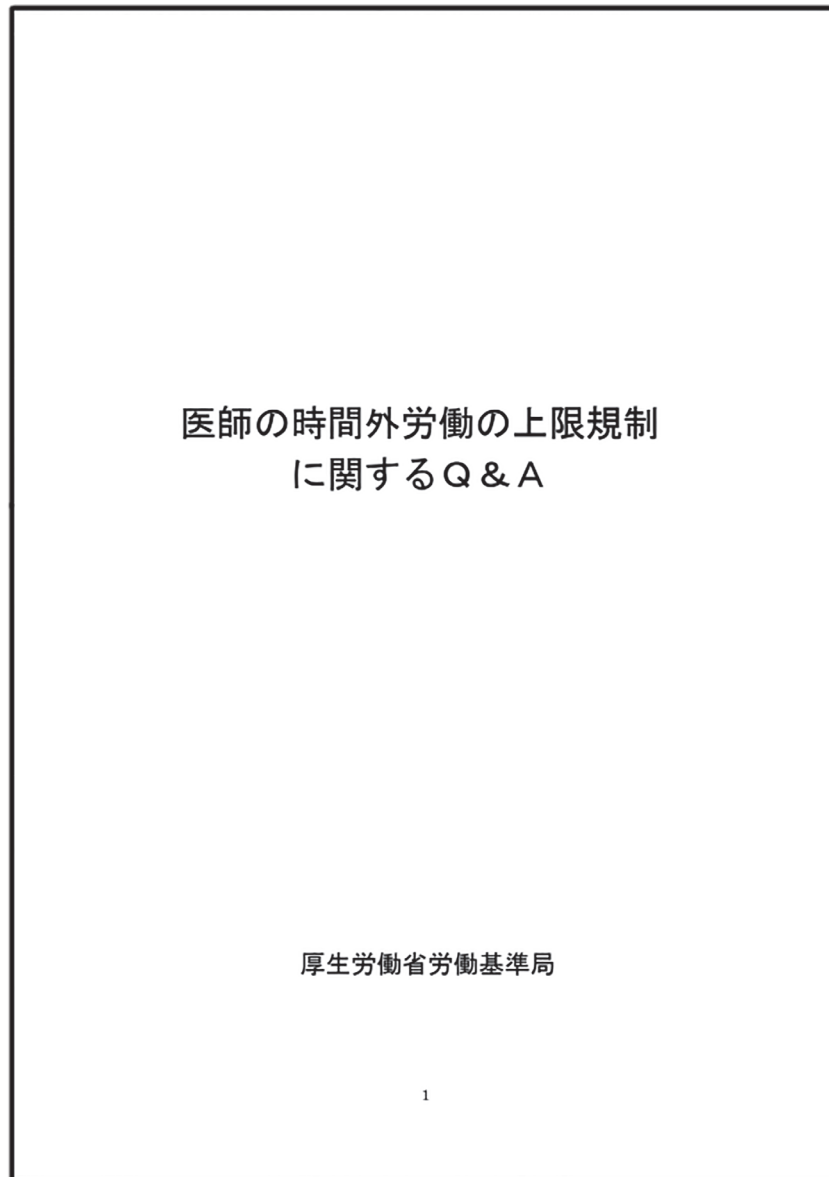
医師の時間外労働の上限規制に関するQ&Aについて

鹿児島県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理アドバイザー
医療労務管理支援事業(厚生労働省委託事業) スーパーバイザー 新屋 尋崇

1. はじめに

先日、医師の時間外労働の上限規制や面接指導等について、詳細なQ&Aが示

されました(図1)。今月号では、そのご紹介(抜粋・編集加筆)をいたします。ご参考にしていただければと思います。



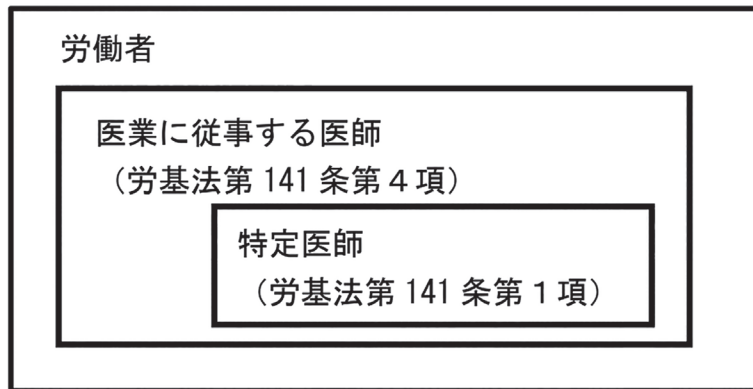
(図1 厚生労働省ホームページ より)

2. 「特定医師」の定義について

「特定医師」とは、病院等で診療を行う勤務医（診療も行っている産業医も含む）であり令和6年4月1日から医師の上限規制（労基法第141条第1項）の対象となること、「医業に従事する医師」（適用猶予の対象）であっても、血液センター等の

勤務医や上記に該当しない産業医、大学病院の裁量労働制適用医師については令和6年4月1日から一般労働者の上限規制（労基法第36条第5項、6項第2号、第3号）となること、歯科医師や獣医師については「医業に従事する医師」には含まれないことなどが整理されています（図2）。

（イメージ図）



（図2 医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A より）

3. 上限規制と副業・兼業、転職について

（図3）をご覧ください。労働基準法（以下「労基法」という）第141条第2項の上限は、36協定において協定する際の上限（特別延長時間の上限）であり、副業・兼業の有無にかかわらず（36協定では、医療機関ごとの延長時間を定めることから、副業・兼業の場合も通算されない）、自らの医療機関における時間外・休日労働の時間のみで上限の範囲内とする必要がある（事業場単位）こと、労基法第141条第3項の上限は、特定医師個人に対する時間外・休日労働時間の上限であり（個人の実労働時間を規制するものであることから、本上限の適用の上では、副業・兼業の場合、労働時間が通算される）、副業・兼業があった場合、副業・兼業先の医療機関における時間外・休日労働時間と自らの医療機関における時間外・休日労働時間の合計時間数が上限の範囲内

である必要がある（個人単位）ことなどが整理されています。

なお、面接指導が行われないうまま、特定医師に月100時間以上の時間外・休日労働をさせた場合、当該労働が36協定で定めた「特別延長時間の上限」の範囲内であったとしても、労基法第141条第3項違反（つまり、面接指導が、特定医師に月100時間以上の時間外・休日労働を行わせるための要件）となることには注意を要します。

また、自院又は副業・兼業先で特例水準が適用される場合には、当該医師には特例水準における「時間外・休日労働時間の上限」（特定医師個人に対する上限）が適用されること、年間の「時間外・休日労働時間の上限」の起算日は、それぞれの医療機関における36協定の対象期間の起算日に合わせることで、特例水準の医療機関とA水準の医療機関で勤務する場

合でも、A水準の医療機関は自院での時間外・休日労働は自院の36協定の範囲内（特別延長時間の上限960時間）で行う必要があること、なども整理されています。

転職の場合は、例えば甲病院(B水準)の36協定の対象期間は4月1日～翌3月31日、乙病院(A水準)の36協定の対象期間は10月1日～翌9月30日、甲病院の退職日11月30日、転職日(乙病院入職日)は12月1日とした場合、乙病院(A水準)の36協定の対象期間(10月1日～翌9月30日)

に甲病院(B水準)で勤務した期間(～11月30日)が含まれるため、乙病院における本特定医師の時間外・休日労働は同院の36協定の範囲内とする必要がある一方で、「時間外・休日労働時間の上限」(特定医師個人に対する上限)は、年1,860時間(10月1日～11月30日までの甲病院での時間外・休日労働と、12月1日以降の乙病院での時間外・休日労働を合計して1,860時間まで)となることとなります。

(特別延長時間の上限 (労基法第 141 条第 2 項))

	1 箇月	1 年
A 水準	100 時間未満 (例外あり)	960 時間
連携 B 水準		960 時間
B 水準		1,860 時間
C 水準		1,860 時間

(時間外・休日労働時間の上限 (労基法第 141 条第 3 項))

	1 箇月	1 年
A 水準	100 時間未満 (例外あり)	960 時間
連携 B 水準		1,860 時間
B 水準		1,860 時間
C 水準		1,860 時間

(図3 医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A より)

4. おわりに

今月号では、医師の時間外労働の上限規制に関するQ&Aのご紹介(抜粋・編集加筆)をいたしました。本稿に取り上げた内容以外にも、36協定の締結・届出や面接指導について等、必読の内容となっています。

医師の働き方改革や、医療勤務環境改善マネジメントシステム等に関するご相談や支援要請は、鹿児島県医療勤務環境改善支援センター (TEL: 099-813-7731) までぜひご連絡ください。

5. 参考・引用

▶<https://www.mhlw.go.jp/content/001115350.pdf>

